

高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高根沢町が発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の業務委託、物品購入及び役務提供等（以下「町工事等」という。）の適正かつ円滑な執行を確保するため、入札参加資格を有する者及び業者（共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）を町工事等に参加させない措置（以下「指名停止」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、高根沢町建設工事請負業者指名選考委員会に諮り、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、町工事等の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 別表第2第12項から第16項までの措置要件を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ警察署長の意見を聴くものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは1.5倍）の期間とする。
 - (1) 別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各項又は別表第2各項の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項まで又は第4項から第7項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未滿の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月）まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第7項に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 町長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本町の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4項第1号、第5項又は第7項に該当したとき。
- (2) 別表第2第4項から第7項までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若し

くは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の3第2項。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 別表第2第4項から第7項までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4項又は第7項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本町又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し別表第2第5項から第7項までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止の通知）

第6条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、町長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が町工事等に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 町長は、指名停止等の措置を行ったときは、様式第4号により関係所属長等に対し遅滞なく通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事など特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 前項の規定により書面で警告又は注意の喚起を受けた有資格業者は、6箇月を超えない範囲において、町工事等に参加できないものとする。

(事故及び不正行為等の報告)

第10条 町工事等を発注する課長は、所管する町工事等について、有資格業者が別表各号の措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに様式第5号を作成し、町長に報告しなければならない。

(指名停止措置の公表)

第11条 町長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者を公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。ただし、措置の原因となる事実又は行為が平成21年12月1日以前に発生したものについては、なお従前の例による。